

和歌山市建築計画概要書等の閲覧及び写しの交付に関する条例

平成23年10月3日

条例第31号

(目的)

第1条 この条例は、建築計画概要書等の閲覧に関する事項を定めるとともに、建築計画概要書等の写しの交付について必要な事項を定め、もって違反建築の未然の防止及び無確認建築物等の売買の防止に資するとの建築基準法（昭和25年法律第201号）第93条の2の規定の趣旨を達成することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「建築計画概要書等」とは、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第11条の4第1項各号に掲げる書類（同項ただし書の規定によりこれらの書類とみなされる記録を含む。）をいう。

2 この条例中「建築計画概要書等の写し」には、前項に規定する記録を表示した書面を含むものとする。

(閲覧の請求)

第3条 建築計画概要書等の閲覧をしようとする者は、閲覧をしようとする建築計画概要書等に係る規則で定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。ただし、指定道路図の閲覧にあつては、申請書の提出を要しない。

2 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより建築計画概要書等の閲覧をさせることができる。

(閲覧の拒否)

第4条 市長は、次のいずれかに該当するときは、建築計画概要書等の閲覧をさせないことができる。

(1) 建築基準法第93条の2の規定の趣旨を明らかに逸脱する目的のためにする閲覧であると市長が認めるとき。

(2) 閲覧（前条第2項の規定の適用を受ける閲覧を除く。）に係る1の建築物その他の工作物を特定しないとき。

(閲覧の場所等)

第5条 建築計画概要書等の閲覧の場所及び日時は、規則で定める。

(遵守事項等)

第6条 建築計画概要書等の閲覧をする者（以下この条において「閲覧者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 建築計画概要書等を閲覧の場所から持ち出し、又は建築計画概要書等を改ざんし、若しくは汚損しないこと。

(2) 写真機その他の機器により建築計画概要書等を撮影し、又は複写しないこと。

(3) 他の閲覧者に迷惑を及ぼさないこと。

(4) 本市の職員の指示に従うこと。

2 市長は、閲覧者が前項の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、建築計画概要書等の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

(写しの交付)

第7条 市長は、建築計画概要書等の写しの交付を受けようとする者から申請があったときは、その者に対し、当該建築計画概要書等の写しを交付することができる。

2 前項の申請は、写しの交付を受けようとする建築計画概要書等に係る規則で定める事項を記載した申請書を市長に提出することにより行わなければならない。

3 第4条の規定は、建築計画概要書等の写しの交付について準用する。この場合において、同条中「閲覧をさせ」とあるのは「写しを交付し」と、同条第1号中「閲覧で」とあるのは「写しの交付の申請で」と、同条第2号中「閲覧（前条第2項の規定の適用を受ける閲覧を除く。）」とあるのは「写しの交付」と読み替えるものとする。

（写しの交付に係る手数料）

第8条 建築計画概要書等の写しの交付を受ける者は、前条第2項の規定による申請をする際に、和歌山市手数料条例（平成12年条例第5号）で定める額の手数料を納付しなければならない。

（規則への委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成23年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 第7条第3項において準用する第4条及び第8条の規定は、この条例の施行の日以後にする第7条第2項に規定する申請に係る建築計画概要書等の写しの交付について適用し、同日前にされた申出その他の行為に係る建築計画概要書等の写しの交付については、なお従前の例による。

（和歌山市手数料条例の一部改正）

3 和歌山市手数料条例（平成12年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第19条の3の次に次の1条を加える。

（和歌山市建築計画概要書等の閲覧及び写しの交付に関する条例関係手数料）

第19条の4 和歌山市建築計画概要書等の閲覧及び写しの交付に関する条例（平成23年条例第31号）に基づく事務に関し、次に掲げる金額を手数料として申請者から徴収する。

（1）建築計画概要書等の写しの交付 1件 300円